

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2012-255269(P2012-255269A)

【公開日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-055

【出願番号】特願2011-127976(P2011-127976)

【国際特許分類】

E 04 H 9/02 (2006.01)

【F I】

E 04 H 9/02 3 2 1 H

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月20日(2014.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水硬性無機質結合剤と、合成高分子製の発泡ビーズ群（以下「発泡ビーズ粒体」）とを、他の副資材とともに混合してなるスラリー組成物の硬化成形体から形成される耐震スリット材であって、

前記耐震スリット材の圧縮試験（「独立行政法人都市再生機構」制定の「機材の品質判定基準（平成20年5月版）；スリット材の性能試験方法」：以下同じ。）の変形復帰性が83%以上であり、

前記硬化成形体中の前記発泡ビーズ粒体の配合量が、前記水硬性無機質結合剤100質量部に対して発泡ビーズ粒体が5～25質量部であり、

前記発泡ビーズ粒体の密度が0.015～0.027 g / cm<sup>3</sup>であり、

前記副資材が、纖維状強化材を含む、

ことを特徴とする耐震スリット材。

【請求項2】

前記発泡ビーズ粒体が、一置換エチレンモノマー重合体（ビーズ重合体）、一置換エチレンモノマーをゴム系重合体に対してグラフトさせた重合体のいずれかから1種又は2種以上選択されることを特徴とする請求項1記載の耐震スリット材。

【請求項3】

前記発泡ビーズ粒体の重合体の構成単位である一置換エチレンモノマーがスチレン又はプロピレンであることを特徴とする請求項2記載の耐震スリット材。

【請求項4】

前記発泡ビーズ粒体の平均粒径（呼び径篩（JIS篩に準じる。）：算術平均）が1～10mmであることを特徴とする請求項1、2又は3記載の耐震スリット材。

【請求項5】

前記発泡ビーズ粒体が、結合性合成樹脂の分散液で表面処理されていることを特徴とする請求項1～4のいずれか一記載の耐震スリット材。

【請求項6】

前記結合性合成樹脂の分散液がアクリル樹脂系エマルションであることを特徴とする請求項5記載の耐震スリット材。

【請求項7】

前記スラリー組成物の副資材が、平均粒子径（JIS呼び径篩：算術平均）が10～200μmの中空樹脂微粒子の集合体（中空樹脂微粒体）を含むことを特徴とする請求項1～6のいずれか一記載の耐震スリット材。

【請求項8】

前記硬化成形体が、無数の相互に連通する粒状空隙からなる粒状空隙群を含有することを特徴とする請求項1～7のいずれか一記載の耐震スリット材。